

生駒市ソフトボール協会規約の付属

運 営 規 則

生駒市ソフトボール協会

第 1 章 登 録

第 1 条 チームの登録

1. 規約第5条3に定める登録の要件を、次のとおりとする。
 - (1) 規約第3条(目的)に賛同し、規約第4条(事業)に定める事業に協力できること。
 - (2) 本協会が定める用紙に代表者名、監督名を記入し提出すること。
 - (3) 本規則第4条に定める入会金、登録料等を納付すること。
2. 登録は、新規・継続いずれも年1回とし、原則として定時総会時とする。
3. 登録の可否は、理事会で決する。

第 2 条 選手の登録

選手の登録の要件を次のとおりとする。

1. 選手の登録は各大会毎とし、生駒市に在住または在職の18歳以上(高校生を除く)の男子および女子とする。なお、特例措置として、次の者も登録を認める。
 - (1) 登録後、生駒市以外に転居・転職した者
 - (2) 生駒市以外に転居・転職したもので、過去に正しく選手登録をしたことのある者
2. 生駒市の内外を問わず、他チームとの二重登録は認めない。
3. 各大会において、選手登録後の追加登録は認めない。

第 3 条 登録の抹消・再加盟

1. 前二条の登録要件を欠いた場合、或いは登録記載内容に虚偽が発見された場合、もしくは、本協会の名誉を著しく毀損した場合は、理事会で審議し登録を抹消する。
2. 任意に退会したチームの再加盟は新規扱いとする。

第 2 章 負 担 金

第 4 条 負担金

規約第12条2に定める入会金、登録料等を次のとおりとする。

1. 入会金(新規加盟チームで加盟時1回限り) … 10,000円
2. 登録料(年間) … 男子チーム 20,000円、女子チーム 11,000円
3. 大会参加費(1大会当り) … 男子、女子とも3,000円
4. 審判運営負担金(年間)
 - (1) 公認審判員が不在のチーム … 10,000円
 - (2) 公認審判員が1名のチーム … 5,000円

【注】① 加盟チームは、2名以上の公認審判員の登録を要す。

② 新規加盟チームは、登録後1年間に限り免除する。

5. 生駒市小学生等育成補助金への負担金(年間) … 1,000円

【注】 本補助金は、小・中学生のソフトボール育成に係る費用への補助金

6. 近畿および全国大会に出場するチームへの出場補助金の負担金(年間) … 5,000円
7. インターネットホームページ管理料(年間) … 2,000円

第 5 条 負担金納入の時期

毎年のチーム登録時（定時総会時）とする。

第 3 章 出場補助金

第 6 条 出場補助金

規約第 12 条 2 により選抜チーム等が県大会等へ出場する場合、1 大会当り別表のとおり出場補助金を支給する。

第 4 章 選抜チームの編成

第 7 条 選抜チームの監督

1. 監督は、役員の中から選抜チーム運営委員会が中心となり、理事会で選任する。
2. 監督の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 8 条 選抜チームの編成

1. 代表者は選抜チーム運営委員長とし、大会出場時等に於ける全権限を委譲し、全責任を負う。
2. コーチ・スコアラー・指導者・トレーナー等の実務スタッフおよび選手は、監督が中心となり選抜し、選抜チーム運営委員会および選手の所属代表者と協議して決定する。
なお、マネージャー等サポートスタッフは、その都度役員会で選任する。
3. 選抜チームの編成が終了後速やかに、その結果は理事会等を通じ役員に報告する。

本運営規則は平成 12 年 2 月 20 日より施行

平成 24 年 4 月 21 日改定（全面改定）・施行

平成 27 年 2 月 15 日改定（一部改定）・施行

平成 28 年 2 月 14 日改定（一部改定）・施行

平成 29 年 4 月 22 日改定（一部改定）・施行

平成 31 年 2 月 17 日改定（一部改定）・施行